

令和2年5月7日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立宮谷学校
校長 小宮 寛之

5月11日以降の一斉臨時休校の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されました。これを踏まえて、5月11日（月）以降についても、一斉臨時休業を延長することとしました。

なお、一斉臨時休校の延長期間についても「緊急受入れ」「校庭開放」については実施しません。また、児童の学習や生活の様子を把握するために学校から電話連絡等を行います。また、ご心配なことがある場合は、必要に応じて「教育相談」も行います。ご活用いただくようお願いいたします。

1 臨時休校期間 5月11日（月）～5月31日（日）

- 上記休校期間中は、特設クラブ等も実施しません。
- 臨時休校期間における情勢の変動等により、休校期間を延長する場合があります。

2 緊急受入れ実施日・時間

5月11日（月）～5月29日（金）（土日を除く） 8:15～14:15

〈対象となる児童〉

- ・1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合。また、障害等により一人で家庭で過ごすことが困難な場合は、学年に関わらずご相談ください。

〈登下校について〉

- ・登校時は安全面を考え、保護者またはそれに準じる大人の付き添いをお願いします。
- ・下校時につきましても、保護者またはそれに準じる大人の付き添いをできるだけお願いします。特に1年生は、必ず保護者またはそれに準じる大人の付き添いをお願いします。キッズへ行く児童はキッズスタッフに引き継ぎます。

〈受け入れ内容・持ち物について〉

- ・課題の学習や読書など、教師の見守りのもとで安全に活動に取り組みます。筆記用具と自習するためのドリル等は各自で用意し、お子さんに持たせてください。
- ・新型コロナウイルス感染症予防のため、手洗いやうがいをし、可能な範囲でアルコール消毒を行います。座席の間隔を広めにとり、大人数で長時間集まることは避けます。
- ・持ち物は、上履き、弁当、水筒、筆記用具、学習課題、本、折り紙、自由帳等をお願いします。

〈参加について〉

- ・緊急受入れカード（別途配付）に必要事項を記入し、最初に受入れに来る日に提出をお願いします。変更があった場合は、速やかにご連絡ください。
- ・登校前は、各家庭において必ず検温、健康観察を行い、健康観察票（別途配付）に記入し、お子さんに持たせてください。健康観察票を忘れた場合や体調不良（せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）、37.0℃以上ある場合、受入れはできません。

※児童はもちろん、保護者や同居するご家族の方に体調不良の方がいる場合、大事を取って緊急受入れの利用をご遠慮ください。

- ・受入れ後、お子さんが体調不良になった場合は、提出いただいた緊急連絡先へ連絡をいたしますので、お迎えをお願いします。（裏面あり）

- ・早退する場合も、安全面を考えて保護者のお迎えをお願いします。
- ・受入れ校で新型コロナウイルス感染症が発生、または感染の可能性がある場合は受入れを実施いたしません。

3 校庭開放について

- 日程・時間は、別途配付のお知らせをご覧ください。
- ・汗を拭くためのハンカチやタオルと飲み物、健康観察票を持たせてください。
- ・1年生は、安全のため、必ず保護者またはそれに準じる大人の送迎をお願いします。

4 児童の健康状態の把握について

- ・児童の学習や生活の様子を把握するために、電話連絡等を行います。8日(金)に、担任との連絡方法の希望について、メール配信にてアンケートを行いますので、ご協力ください。

5 一斉臨時休校期間中の学びの保障について

教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってきましたが、休校期間中も継続します。t v k (テレビ神奈川) による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。t v kによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyoikukoho/200410dogahaishin.html>

6 臨時休校期間中の過ごし方について

臨時休校期間中、健康面、生活面について、次のことに留意して過ごさよう、ご家庭でもご配慮をお願いします。

(1) 健康面

- ・毎朝、検温、健康チェックを行い、健康観察票に記録してください。
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合(関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む)、発熱等の風邪の症状で受診した場合は、保護者から学校に報告をお願いします。

(2) 生活面

- ・不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けるようにしてください。
- ・心身の健康のために、適度に体を動かす機会を作るようにお願いします。
- ・公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考慮して利用するようにお声がけください。
- ・TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には、時間を決める、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談する等、ルールやマナーを確認してください。
- ・緊急時の保護者との連絡方法を、ご家庭で話し合っておくようにお願いします。
- ・先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡するようにお声がけください。

○お子さんの学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談」を行います。ご希望される場合は、学校(電話311-2468)までご連絡ください。面談、家庭訪問等、ご希望に応じて行います。

7 その他

- ・6月1日(月)以降のことについては後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ、学校からのメール配信等で最新の情報をご覧ください。
- ・横浜市Webページにて、「緊急事態宣言の期間延長に関する市長コメント(5月4日)」及び「5月31日までの休校延長について(5月5日)」(横浜市教育委員会教育長から)を発信しておりますので、ご覧ください。【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19/>